

告示

埼玉県病院事業告示第八号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年五月二十九日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第5号の項中「第五号」を「第六号」に、

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下胃切除術の料金	一回につき 一、八一五、四八〇円
----------------------------	------------------

を

リスク低減卵巣卵管切除術の料金	医科診療報酬点数表に準じて得た額
-----------------	------------------

に、

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三十八号に掲げる術前のS—1内服投与、シスプラチン静脈内投与及びトラスツマブ静脈内投与の併用療法の料金	一回につき 二六、八三〇円
---	---------------

を

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働	一回につき 二六、八三〇円
---	---------------

<p>大臣告示第百二十九号) 第三 第二十六号に掲げる術前のS ―1内服投与、シスプラチン 静脈投与及びトラスツマ ブ静脈内投与の併用療法の料 金</p>	
<p>厚生労働大臣の定める先進医 療及び患者申出療養並びに施 設基準(平成二十年厚生労働 大臣告示第百二十九号)第三 第五十三号に掲げる術後のカ ペシタビン内服投与及びオキ サリプラチン静脈内投与の併 用療法の料金</p>	<p>一回につき 三二、〇〇〇円</p>

に改める。